

令和6年度

菊川市立菊川東中学校 学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの生徒たちにも、どの学級にも、どの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって、一過性ではなく、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組むことが重要である。

いじめ問題への取組にあたっては、学校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進める必要がある。とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接にかかわっており、すべての教職員が日々実践することが求められる。

(1) いじめの定義

「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」

【H25年「いじめ防止対策推進法」第2条（定義）より】

従来、「自分より弱いものに対して一方的に、身体的・精神的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの」とされてきたが、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、「強い・弱い」等の印象や子どもの様子、回数など、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた子どもの立場に立ってとらえる必要がある。

(2) いじめ0宣言 ～4つの共通認識～

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。いじめには様々な特質があるが、以下の①～④は、教職員がもつべきいじめ問題についての共通認識とし、生徒にもいじめ0を宣言する。

- ①いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子にも起こりうる。
- ②いじめは、重大な人権侵害であり、絶対に許されない。
- ③いじめられている子どもを必ず守り通す。
- ④暴力をふるう、金品を盗む、たかる、誹謗中傷等は犯罪行為である。

(3) いじめ問題の態様

- | | |
|--|-------------|
| ①冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。 | ▶脅迫、名誉毀損、侮辱 |
| ②仲間はずれ、集団による無視をされる。 | ▶暴行 |
| ③わざとぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。 | ▶暴行、傷害 |
| ④金品をたかられる。 | ▶恐喝 |
| ⑤金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。 | ▶窃盗、器物破損 |
| ⑥嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。 | ▶強要、強制猥褻 |
| ⑦インターネット掲示板、SNS等で、誹謗中傷や嫌なこと(ネットいじめ)をされる。 | ▶名誉毀損、侮辱 |

2 いじめの未然防止

学校生活の中では、子ども同士のトラブルは、ある意味、日常的なものと言えます。しかし、そうしたトラブルがいじめへと発展していくことのないように、未然防止を図ることが重要です。被害者を守ると同時に、加害者にさせないという意味での未然防止策が必要となります。いじめを許さない学校・学級づくりを組織全体で取り組んでいきます。

未然防止のための具体的手立て

(1) 校内いじめ対策委員会の設置

- ① 構成員・・・校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、生活指導部長、養護教諭、スクールカウンセラー、SSW
- ② 運営・・・いじめに特化した定期的な開催（コーディネーター会議の中に位置づける）
- ③ 内容・・・学校いじめ防止基本方針の作成、ケース会議、議事録の集積、いじめアンケートの分析、いじめに関する情報の引き継ぎ等

(2) 学級・学校経営の充実

- ① 子どもに対する教師の受容的、共感的態度により、子ども一人ひとりの良さが発揮され、互いに認め合い、支え合い、助け合う学級をつくる。
- ② 思いやりをもち、正しい言葉遣いができる集団を育てる。
- ③ 学級や学校のルールや規範が守られるような指導を継続して行う。
- ④ 子ども自らがいじめについて考える機会を設定し、主体的にいじめをなくす態度を育てる。

(3) 授業における生徒指導の充実

- ① 「わかる授業」「楽しい授業」を通して、子どもたちの学び合いを保障する。
- ② 「自己決定」「自己存在感」「共感的人間関係」のある授業づくりをする。

(4) 教育活動全体を通じた道徳教育

- ① 道徳の授業を要に、「思いやり」「生命・人権」を大切にする指導の充実に努める。
- ② 道徳の授業に、いじめを題材として取り上げることが指導計画に位置づけ、いじめを許さない心情を深める。

(5) 心の居場所づくり学級活動

- ① 構成的グループ・エンカウンターやソーシャルスキルトレーニング等を活用し、コミュニケーション力や社会性を養う。
- ② 発達段階に応じて、いじめを題材として取り上げ、いじめの未然防止や解決の手立てについて話し合う。
- ③ 「ネット安全・安心講座」等を活用し、ネットいじめの防止を計画的に進める。

(6) 自尊感情を高める学校行事

- ① 達成感や感動、人間関係の深化が得られるような行事を企画、実施する。

(7) 主体的な生徒会活動・部活動

- ① 子どもたちが自分たちの問題としていじめ予防と解決に取り組めるように主体的な活動をすすめる。また、リーダーを中心に自分たちの力で問題を解決していく実践力を育成する。

(8) 小中の連携

- ① 育てたい児童生徒像の明確化・共有化、取組の重点化を図り、一貫した取組を推進する。

(9) 保護者や地域への働きかけ

- ① P T Aや学校説明会等において、いじめ（ネットいじめも含む）に対する指導方針などの情報を提供する。
- ② いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さなどを理解してもらうために、懇談会や学校・学年だより、学級懇談会等による広報活動を積極的に行う。

3 いじめの早期発見

いじめは、早期に発見することが、早期解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と生徒との信頼関係の構築に努めることが大切である。また、いじめは、外から見えにくい形で行われていることが多く、兆候を見過ごしてしまう危険性が高いことから、全教職員が自覚と責任をもって、子どもが発するサインを見逃さず、問題の早期発見に努める。

早期発見のための具体的手立て

(1) 教師による日々の観察

休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、生徒達の様子に目を配る。「生徒達がいるところに教職員がいる」ことを目指し、生徒達と共に過ごす機会を積極的に設ける。

担任を中心に学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうかを把握する。また、気になる言動が見られた場合、グループに対して適切な指導を行い、関係修復に当たる。けんかに見える行為もいじめか否か判断をする。

(2) 生活日記の活用

生活日記(躍動ノート)を通して、担任と生徒・保護者が日頃から連絡を密に取ることで、信頼関係が構築されていく。気になる内容に関しては、教育相談や家庭訪問、電話連絡をし、迅速に対応する。

(3) 教育相談(年2回)

全校生徒を対象とし、6月と10月に教育相談を実施する。また、日常生活の中での教職員の声かけやSC・SSWとのかかわり等、生徒が日頃から気軽に相談できる環境をつくる。

(4) いじめアンケート(年5回)

各ステージ毎にいじめアンケートを実施するが、実態に応じて随時実施することとする。アンケートはあくまでも発見の手立ての一つであるという認識で行う。

(5) 人間関係づくりプログラム(年4回)

人間関係づくりプログラムを計画的に実施し、よりよい温かな人間関係づくり、集団づくりを行う。また、アンケートは、担任が学級や個人の実態把握のための資料として活用する。その中でいじめを受けている可能性の高い生徒を発見し、早期対応につなげる。

(6) 保護者による観察

いじめ発見のきっかけは、「保護者からの訴え」が多いことから、いじめられている子どもは、家庭でも様々なサインを出していると考えられる。いじめの早期発見には、保護者の観察と協力が不可欠である。保護者会や家庭訪問の際に、いじめ問題に対する学校の指導方針や状況等を伝えながら、連携して早期発見及び解決に当たる。

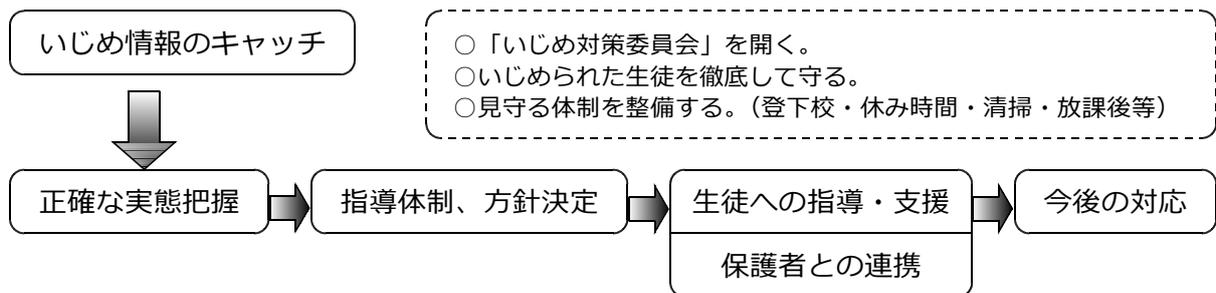
(7) 校内研修・PDCA点検・見直し

教職員の共通認識を図るために、少なくとも年2回以上、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。また、生徒や保護者、教職員のアンケートをもとに取組が計画的に行われているか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた基本方針や計画の見直し等を行う。

4 早期対応

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をする。そして、いじめられている生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応する。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む計画を立て、継続的に見守っていく。

いじめ対応の基本的な流れ



いじめ発見時の緊急対応

いじめをその場で認知した教職員は、その時に、その場でいじめを止めるとともに、いじめにかかわる関係者に適切な指導を行う。あわせて、直ちに生徒指導主事に連絡し、管理職に報告する。

(1) いじめられている生徒を守る

- ①いじめられている生徒の気持ちをしっかり聴き、いじめられたつらさや悔しさを十分に受けとめることを大切にする。対応を急ぐあまりに、肝心の生徒の気持ちが置き去りにされてしまわないようにする。
- ②話を聞く場合には、他の生徒たちの目に触れないよう、場所、時間等に慎重な配慮を行う。また、事実確認はいじめられている生徒といじめている生徒を別の場所で行う。
- ③状況に応じて、いじめられている生徒、いじめ情報を伝えた生徒を徹底して守るため、登下校や休み時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を整備する。

(2) 早急に正確な実態把握を行う

- ①短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を行う。なお、保護者にも複数の教職員（学年主任・担任・生徒指導主事）で対応し、事実関係や指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ②把握すべき情報として、【加害者と被害者】【時間と場所】【内容】【背景と要因】【期間】を聴き取り記録する。必要に応じて周囲の生徒や保護者など第三者からも詳しく情報を得る。

(3) 加害生徒に対して

- ①一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめは決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させ、まず、いじめをやめさせる。そして、いじめた気持ちや状況などについて十分に聴き、生徒の背景にも目を向けて指導する。
- ②保護者に対して、正確な事実関係を説明し、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。また、生徒の変容を図るために今後の関わり方や協力を一緒に考え、助言する。

(4) 周りの生徒に対して

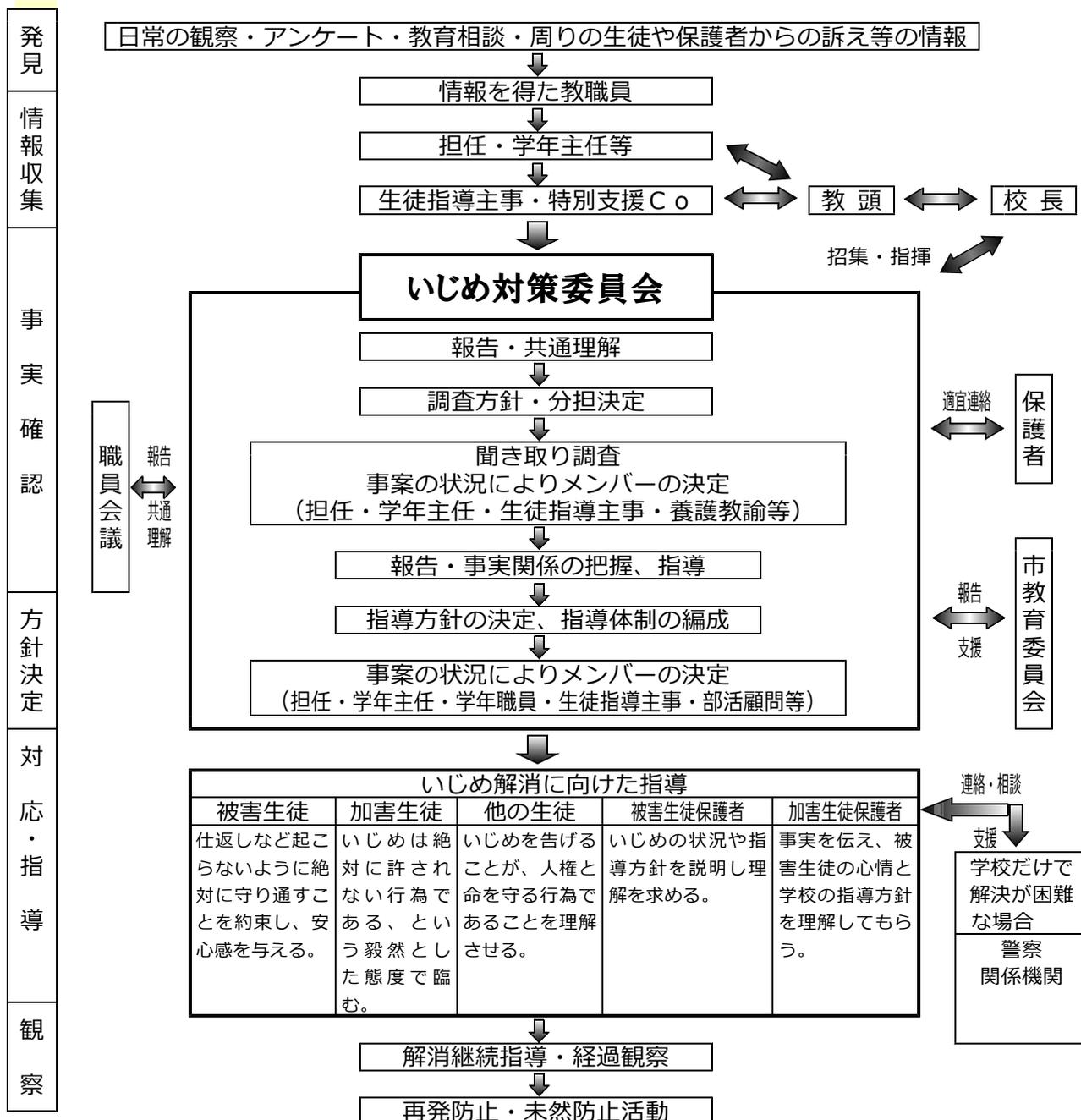
- ①当事者だけの問題にととめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめ行為が人として許されないことであるというメッセージやいじめに対してしっかりと取り組む姿勢を真剣に伝え、毅然とした態度で対応する。そして、いじめの傍観者からいじめを抑止する側への転換を促す。

(5) 継続した指導

- ①いじめが解消したとみられる場合でも、少なくとも3ヶ月は引き続き十分な観察を行い、必要な指導や心のケアを継続的に行う。

5 いじめが起こった場合の組織的対応

いじめを認知した場合、教職員が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で対応する。学級担任が一人で抱え込み、配慮に欠ける対応をしたため、生徒をよりつらい状況に追い込んでしまい、保護者とのトラブルに発展してしまうこともある。そういった状況を避けるためにも、いじめ対策委員会による緊急会議を開き、今後の指導方針を立て、組織的に取り組む。



- ※事案の状況に応じて柔軟かつ適切に対応する。
- ※いじめの解消に向けて取り組むにあたっては、迅速な対応が大切である。いじめの情報が入ってから学校の方針決定に至るまでを、いじめの情報を得たその日のうちに対応することを基本とする。ただし、いじめが重大な場合や双方にずれが生じている場合は、把握した状況をもとに、十分検討協議し、慎重に対応する。
- ※生命・心身又は財産に重大な被害があり、又は相当期間にわたり被害生徒が欠席を余儀なくされるなどの重大事案が発生した場合、速やかに市教育委員会に事案発生を報告するとともに、必要に応じて専門機関や警察等、関係機関への通報を行い、支援を要請する。そして、市教委との調査委員会の中で、事実関係の確認、被害生徒及び加害生徒の今後について協議する。